

意見広告

(シリーズ10)

第1 100日裁判ルール

『逐条解説 公職選挙法(下)』(2009)
1708 ~ 1709 頁は、

「(争訟の処理)
第213条 本章に規定する争訟については、異議の申出に対する決定はその申出を受けた日から30日以内に、審査の申立てに対する裁決はその申立てを受理した日から60日以内に、訴訟の判決は事件を受理した日から100日以内に、これをするように努めなければならない。
2 前項の訴訟については、裁判所は、他の訴訟の順序にかかわらず速やかにその裁判をしなければならない。(略)

本条は、選挙争訟の性質にかんがみ、先に述べたように争訟の提起期間を可能な限り短期間に規定するとともに、提起された争訟も速やかにこれを終結させる必要があるために設けられた規定である。

一 争訟の処理は、他の法律の規定にかかわらず、争訟の種類によってそれぞれ次の期間内に処理するよう努めなければならないこととされている。

- ① 異議の申出に対する決定は、その申出を受けた日から30日以内
- ② 審査の申立てに対する裁決は、その申立てを受理した日から60日以内
- ③ 訴訟の判決は、事件を受理した日から100日以内

二 争訟の処理期間は訓示的規定であって、期間経過後になされた決定、裁決又は判決が無効となるものではない。判例もまた、公職選挙法第213条の規定は選挙に関する争訟をできるだけ迅速に処理することを促すための訓示規定にはかならないから、その違反は、訴願(審査の申立て)の裁決の効力になんらの影響を及ぼさない(昭30.6.28東京高裁)としている。(略)(強調 引用者)

と記述する。

2 同『逐条解説 公職選挙法(上)、(下)』は、公職選挙法の日本唯一の逐条解説書である。

3 同書は、その1708頁で、

「本条は、…提起された争訟も速やかにこれを終結させる必要があるために設けられた規定である。」と記述する。

4(1) 同書は、その1709頁で、

「一 争訟の処理は、他の法律の規定にかかわらず、争訟の種類によってそれぞれ次の期間内に処理するよう努めなければならない。」

5 「争訟の処理期間は、訓示的規定であって」(強調 引用者『逐条解説公職選挙法』1709頁)の意味

(1) 同書は、その1709頁で、

「争訟の処理期間は、訓示的規定であって、期間経過後になされた決定、裁決又は判決が無効となるものではない。」(強調 引用者)

と記述する。

(2) 「昭30.6.28東京高裁」は、「静岡県磐田郡田原村の村議会議員選挙および村長選挙無効の裁決」についての判決である。

(3) 同東京高裁判決は、

「又原告は被告県選管が訴願受理の日たる昭和29年10月7日から公職選挙法第213条所定の60日の期間経過後たる同年12月20日に裁決をしたのであるから右裁決は違法のものである旨主張するけれども、公職選挙法第213条は選挙に関する争訟をできるだけ迅速に処理せんが為の訓示規定に外ならないことその文理上明らかであるから、仮に原告主張の通り

であるから、仮に原告主張の通り本件に於て右期間の起算点を右昭和29年10月7日とすべきものとしても、右裁決が訴願受理の日から60日経過後になされたが為に裁決の効力に何等の影響をも及ぼさないものと解すべく、從って右裁決が右60日以内になされなかつた為取消さるべきものとする原告の主張も之を認容することができない。」(強調 引用者)

と判示する。

(4) 即ち、同判決は、第213条1項の

「(争訟の処理)

第213条 本章に規定する争訟については、…審査の申立てに対する裁決はその申立てを受理した日から60日以内に、…これ

をするように努めなければならない」とは、「訴訟の確定判決は、事件を受理した日から100日以内にするように努めなければならない」という意味である。

(5) ここで、百歩譲って、仮に、公選法213条1項の「100日」が、提訴日～第1審の判決日迄の期間

つまり、100日裁判の「100日」の意味は、「事件を受理した日」から確定判決(上告審の確定判決を含む)までの期間が、100日であると解される。

(6) ここで、百歩譲って、仮に、公選法213条1項の「100日」が、提訴日～第1審の判決日迄の期間

民訴法2条は、行政事件訴訟法7条により行政事件訴訟に準用される。

従って、各訴訟当事者は、いざれも、民訴法2条、行政事件訴訟法7条に基づき、「信義に従い誠実に」訴訟を進行しなければならない。

2 公選法213条1項、2項は、裁判官の義務を定める。

他方で、裁判は、裁判官の民訴法2条に基づく行為のみならず、各訴訟当事者の【民訴法2条の信義・誠実な訴訟進行行為】が加わることによって、初めて実行可能である。

即ち、裁判所が、公選法213条1項、2項に法的に拘束されるとともに、各訴訟当事者も、民訴法2条、行政事件訴訟法7条により【裁判所の、公選法213条1項、2項の義務履行】に、全面的に協力する法的義務を負っている。

【当該事実関係】の下では、國及び選舉人は、公選法213条1項、民訴法2条、行政事件訴訟法7条により、下級審で敗訴した場合、上告するのであれば、第1審判決の翌日迄に上告状を提出する義務を負っている。

選舉人は、第一審(高裁)で全部又は一部敗訴した場合、高裁判決日の翌日に、上告状及び上告理由書を第一審(高裁)に提出する。

国も、国の全部又は一部敗訴の場合、上記のスピードで、上告状、上告理由書を第一審に提出すべきである。

国は、昭和37年～今日迄の51年間、選挙無効訴訟の当事者であり続けた。

よって、『国が、選挙無効訴訟の

プロとして、かようなスピードで上告理

由書を作成すること』は、可能である。

5 また、裁判所も、公選法213条1項、民訴法2条、行政事件訴訟法7条に基づき、必要とあれば、然るべき訴訟指揮を両訴訟当事者に対して行う義務を負う。

日本国は、本稿の日付現在、【違憲状態国会議員が国家権力を行使しつづあるという、國家レベルの異常事態】の真っ只中に、置かれている。

裁判所も、國も、國家レベルの緊張感を持たなければならない。

6 上記1～3に示した理由と同様の理由で、公選法213条1項に基づき、高等裁判所は、最高裁判所へ当該事件の一件記録を可能な限り速やかに送付すべき義務を負っている。

高等裁判所は、公選法213条1項により、訴訟当事者からの然るべき上告状、上告理由書が出揃うのを待つて、一括して一件記録を最高裁判所へ送付するという通常の手続によることなく、

本件を例外扱いして、訴訟当事者からの各書類の受領毎に直ちに最高裁判所へ送付する義務を負っている。

7 平成25年7月21日の参院選挙区選挙無効裁判は、全国弁護士グ

ループの47個の訴訟、山口弁護士グループの複数の訴訟が、各高裁判決中である。

万一、最高裁判決の言渡し日が、全国弁護士グループの選挙無効裁判(高裁)の提訴日(平25/7/22)の100日目(平25/10/30)より後になる場合は、最高裁判は、公選法213条2項の【100日裁判の努力義務】に従って、他の同種の高裁判決の言渡し日を待つことなく、各高裁判決の中で、最初に言渡された高裁判決につき、裁判し、判決を言渡す義務を負う。

8 国家賠償法1条1項に基づく國の責任

国賠法1条1項は、

「国…の公権力の行使に當る公務員が、その職務を行つて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国…は、これを賠償する責に任ずる。」

と定める

裁判官及び選挙無効裁判の被告の指定代理人は、「公権力の行使に當る公務員」に該当する。

裁判官又は國の指定代理人の行為が違法である場合は、当該違法行為は、国賠法1条1項の

國の責任発生の理由となり得る。

以上

國の責任発生の理由となり得る。

裁判官又は國の指定代理人の行為が違法である場合は、当該違法行為は、国賠法1条1項の

國の責任発生の理由となり得る。

裁判官